

# 戦略的敗北とスポーツマンシップに関する研究

A study on strategic defeat and sportsmanship

高橋 憲司 Kenji Takahashi

(現代マネジメント学部)

清野 宏樹 Hiroki Seino

(北海道釧路養護学校)

山口 大地 Daichi Yamaguchi

(日本体育大学)

篠原 秀典 Hidenori Shinohara

(日本体育大学)

## 抄 錄

本研究は、戦略的敗北や無気力試合を行った試合の事例を挙げ、制裁が科された事例と制裁が科されなかった事例の内容を比較し、スポーツマンシップとスポーツ法学の観点から検討を行い、今後のスポーツマンシップの在り方について、提言を行うことを目的とする。本研究で取り上げた事例は、事例 1 として FIFA ワールドカップロシア大会 2018 年における予選リーグ最終戦の日本対ポーランド戦、事例 2 としてロンドンオリンピック 2012 の女子サッカー日本対南アフリカ戦、事例 3 としてロンドンオリンピック 2012 の女子バドミントンで 4 ペアが失格となった事例、事例 4 として新潟県の中等教育学校のフットサルチームの事例とした。事例を検討した結果、①戦略的敗北および無気力試合を認定し制裁を科す場合は、スポーツマンシップやフェアプレイという曖昧な概念を用いず、規程や規則に則り、事実認定を行い、違反行為の軽重に応じた適格な処分を行える制度を確立する必要がある。②戦略的敗北および無気力試合と事実認定できない行為を処分することはできない。③戦略的敗北および無気力試合に対して、国内に限定される処分は、その国の規程・規則に従って行われるべきであり、他の国や国際的な判断と扱いが異なっても、国際法は、その国の憲法には劣ると一般的に解されている点から、各国内の判断を尊重すべきである。④本研究で挙げた 4 事例の内、2 事例は戦略的敗北および無気力試合の事実認定が困難であるため処分は行われず、処分が行われた 2 事例は、戦略的敗北行為が明らかであるため、事実認定され処分が行われたと考えられる。⑤個人の持つスポーツマンシップやフェアプレイの考え方を、選手、指導者、チームに要求してはならない。

## キーワード

フェアプレイ、無気力試合、フットサル、リーグ戦

Fair play, Pros and cons of not using best efforts to win matches, Futsal, League match

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 研究目的
- 3 研究方法
- 4 事例の詳細
- 5 考察
- 6 本研究のまとめ
- 7 今後の課題
- 付 記

## 1 はじめに

2018年6月14日～7月15日にロシアで開催されたFIFAワールドカップロシア大会2018において、日本代表チームは、決勝トーナメントに進出することができた。しかしながら、予選リーグの最終戦となった対ポーランド戦において、日本は後半0-1でリードされているにもかかわらず、試合終了まで約10分間を残して、攻撃をすることを止め、0-1で試合が終わるような試合展開を見せた。つまり、勝利や引き分けを目指さず、敗北を受け入れる行為であった。このような行為は、無気力試合と呼ばれることがあるが、本研究では負けを意識したプレイであり、そこには戦略的要素も含まれるために「戦略的敗北」と呼ぶことにする。

日本代表チームが、この戦略的敗北を選択した背景は、予選リーグ突破にある。メディアの報道(BBC, 2018)にもあるように、最終戦の後半、同じグループリーグのセネガルとともに日本は、対戦相手に対して0-1でリードされていた。日本、セネガルともにこの状況で敗退すれば、日本の予選リーグの突破が確定するが、既に予選リーグでの敗退が確定している日本の対戦国であるポーランドに2点目を入れられたり、イエローカード(警告)を2枚、もしくはレッドカードを受けたりすることで、日本がセネガルとの得失点差やフェアプレイポイントにおいて予選リーグ敗退の可能性もあった。さらに、セネガルが対戦相手であるコロンビアに対して、1-1の同点にできれば、日本の敗退が決定する状況であった。日本にとっては、相応のリスクを抱えての決断であり、攻撃することの危険度も考慮した上で、戦略的に後半の残り約10分間を攻撃しないという決断を行ったものであるといえる。

この日本の決断および試合内容について、BBCの記事には、サッカー関係者からのコメントが以下のように掲載されている。

「最後の10分間、両チームの振る舞いは見苦しかった。こんなことはワールドカップでみたくないという、そのものだった。試合が茶番になった。」

「両チームとも動かず、ボールを押し込もうともしなかった。無気力が試合の勢いを失わせ、とてもひどい結末にした。」

「1982年や1986年に試合を見ていた時を思い出

す。オーストリアや西ドイツがああやって、しかももっと長いこと、試合時間を消化していた。」

「よその試合がどうなるかに自分の運命すべてを預けてしまうなんて、監督として、あぜんとする。」

「ワールドカップでの順位を決めるのに、もっとましなやり方があるはずだ。得点数が重視されるべきだ。得点こそ、サッカーで一番大事なものだから。警告を受けるのは誰にでも出来る。国際サッカー連盟(FIFA)にあっても、恥ずかしい事態だ。」

「後味の悪い試合だった。ワールドカップをだめにする、ひどいやり方だ。侮辱だ。」

「今大会はこれまで素晴らしいかった。ポーランドと日本のせいで、ワールドカップに少し汚点がついてしまった。」

「もし日本がグループステージを突破できていなかつたら、日本は笑いものになって、自業自得だと言われたはずだ。日本は賭けに打って出たんだ。」

「サッカーのこんな試合を見るのは全く好きじゃない。ただ、攻め続け、再び失点してグループステージを敗退していたら、日本はばか正直で愚かだと言われていただろう。」

「現実世界では時々、奇妙な状況が作られる。そして日本はチャンスをつかんだ。セネガルが得点していたら万事休すだった。」

「今後さかんに議論される試合になるだろう。こういうことがあるから、グループステージ最終戦は同時に行われる。日本は走っていない。2人の日本選手が、お互いにボールを回し合っているだけだ。15ヤード(約13.7メートル)以内にポーランド選手は誰もいない。」

「最後の15分で、この試合は有名なドイツ対オーストリア戦の流れをくむ茶番の一場面になった。ただそれは、1982年には存在しない危険を伴うものだった。」

「日本が賭けに出たことで、試合が止まってしまった。セネガルが得点していたら、日本はグループステージに敗退し、費やした全ての時間が無駄になるかもしれないかった。日本はフェアプレイ（ポイント）で勝ちあがったが、これをフェアプレイと言えるだろうか？ これが、大会の精神なのだろうか？」

以上のコメントから、戦略的敗北に関して興味深い知見が得られている。以下にまとめる。

- ①戦略的敗北行為は、試合内容を陳腐化する
- ②過去にも戦略的敗北の事例がある。
- ③日本チームの戦略的敗北は、予選リーグ敗退の可能性を含んだ上での決断であった。
- ④戦略的敗北の起こる背景には、FIFA のレギュレーションに問題がある。
- ⑤FIFA ワールドカッププロシア大会 2018 に導入されたフェアプレイポイントは、今回の戦略的敗北を起こす誘因ともなっている。

②の過去の事例は、1982 年のワールドカップにおけるオーストリア対西ドイツ戦での無気力試合（ヒホンの恥）のことが SPREAD (2018) の記事で説明されており、今回の日本対ポーランド戦の事例よりも長時間にわたって無気力なプレイが行われていた（オーストリアにとって戦略的敗北）。この「ヒホンの恥」が原因となって、これ以降のワールドカップの予選リーグの最終節は、同じ日の同じ時刻に同じグループの 2 試合が行われるようにレギュレーション改正となった。このように、戦略的敗北に関する事案については、根本的なレギュレーションを見直す機会となっている。

④の FIFA のレギュレーションに問題があるために、戦略的敗北行為が起こったという知見に対して、制度上、戦略的敗北行為が予見できる事であるため、否定できる意見はないと思われる。従って、戦略的敗北や無気力試合を防止するには、「ヒホンの恥」後と同様にレギュレーション改正の動きが起こるものと推測される。単純に考えれば、すべてトーナメント方式にすることで、戦略的敗北は起こりえないが、一方で、試合数が減少することによる経済面での影響が問題となるため、単純にレギュレーション改正とならないのが現実であるとも思われる。

⑤に示した今回導入されたフェアプレイポイント

についても、日本の戦略的敗北を起こす要因となっている。フェアプレイポイントの内容については、表 1 に示す。この制度は、選手のプレイの質をみた場合に、反則行為を抑制するため、レギュレーションとしては良い制度といえる。日本チームはこの制度を最大限利用した行為が今回の戦略的敗北行為と言われているが、レギュレーションに則り行われたことであるため、本来はチームとして何ら避難されるべきではなく、大会主催者に対して問題提起を起こすべきである。その意味で、フェアプレイやスポーツマンシップの概念を FIFA に再度考えさせる機会と捉えることもできる。

今回の日本における戦略的敗北においても、1982 年のワールドカップでの事例においても、日本チームおよび該当チームに対して、具体的な制裁が科されたという報道は確認されていない。従って、このような戦略的敗北や無気力試合は、FIFA の規程によって処罰されるべき事案でないとも言える。一方で、FIFA 以外での同種の戦略的敗北については、制裁を科されたケースが存在する。この場合の制裁理由は「スポーツマンシップに反する行為」「試合に勝利するために全力を尽くさなかった」であるとされている。そこで、本研究では、制裁が科された戦略的敗北の事例も含めて、スポーツマンシップと戦略的敗北との関係、および制裁が科される根拠について検討を行う。

表 1. フェアプレイポイント (FIFA, 2018 より抜粋)

#### 原文

- h) fair play points system in which the number of yellow and red cards in all group matches is considered according to the following deductions:
- first yellow card: minus 1 point
  - second yellow card/indirect red card: minus 3 points
  - direct red card: minus 4 points
  - yellow card and direct red card: minus 5 points;

#### 和訳（著者ら抄訳）

フェアプレイポイントシステムは、すべての予選リーグにおいて以下のようにイエローカードとレッドカードの数によって決定づけられる。

- ・1 枚目のイエローカード : -1 点
- ・イエローカード 2 枚累積によるレッドカード : -3 点
- ・レッドカード : -4 点
- ・イエローカード後のレッドカード : -5 点

## 2 研究目的

本研究は、戦略的敗北や無気力試合を行った試合に対して、制裁が科された事例と制裁が科されなかった事例の内容を比較し、スポーツマンシップとスポーツ法学の観点から検討を行い、今後のスポーツマンシップの在り方について、提言を行うことを目的とする。

## 3 研究方法

事例記事の検索には、検索ページ (Google) にて「スポーツ」「無気力試合」のキーワードを入力して検索し、関連する記事を収集し、併せて新聞記事を収集した。また、大峰 (2018) にフットサルの事例が紹介されており、過去の新聞記事により事例の詳細を確認した。

事例検索の結果、FIFA ワールドカップロシア大会 2018 年の予選リーグ最終戦で日本代表チームの行った戦略的敗北行為の他、女子サッカーの事例、女子バドミントンの事例、フットサルの 3 事例を含む計 4 事例を対象とした。

## 4 事例記事の内容

以下に、FIFA ワールドカップロシア大会 2018 年の予選リーグ最終戦で日本代表チームの行った戦略的敗北行為を含む 4 事例について、記事内容を示す。

### 4.1 事例 1:FIFA ワールドカップロシア大会 2018 年における日本代表チームの事例

BBC (2018) の記事には、以下のように報道されている。

タイトル :【サッカーW杯】日本の決勝トーナメント進出、「あぜんとする茶番」と BBC で酷評相次ぐ

「あぜんとするような」幕切れで、ワールドカップ (W杯) を「傷つけた」試合は終わった。

サッカー日本代表は 28 日、ポーランド代表に 1-0 で敗れた。しかし、グループ H のもう 1 戰、コロンビア対セネガルが同スコア (1-0) によるコロンビア勝利で終わったことで、W 杯決勝トーナメント進出を果たした。

しかし、この事実だけでは、話全体を語ったことにならない。

何が起きたのか

日本とセネガルは最終戦を同じ勝ち点、同じ得失

点差、同じ得点数で迎えた。同じ状況で最終戦が終了すれば、試合終了時のフェアプレイポイント(警告数)の差でグループ最終順位が決定するはずだった。セネガルは開幕 2 試合で 5 つの警告を受けており、日本は 3 つだった。

最終戦の後半、日本とセネガルは共に 1-0 とリードを奪われ、イエローカードも 1 枚ずつ出されており、日本の決勝トーナメント進出が近づいていた。しかし、既にグループステージ敗退が決まっているポーランドに 2 点目を奪われたり、警告 2 回あるいはレッドカードを受けたりすれば、敗退の可能性があることも日本はわかっていた。そのため、試合終了まで 10 分を残して、日本はもがくよりも動かないことを決めた。セネガルがコロンビア相手に同点とし、日本を敗退に追い込まない方に賭けたのだ。

1982 年スペイン W 杯での、西ドイツがオーストラリアに 1-0 で勝利した悪名高い一戦を思い起こさせるような光景の中、日本とポーランドは歩くような速度で試合終了まで戦った。

本田圭佑や香川慎司といった攻撃の選手をベンチに置いたまま、日本は FW 武藤嘉紀に代えて主将の MF 長谷部誠を送り込み、動かない姿勢をとった。

日本はボールを持っている時は守備や中盤の間で回し、敵陣を数メートル以上越えることはなかった。日本は、今大会初勝利となったポーランドにも、危険のない地域でプレイさせた。

アルジェリアを 1 次リーグ敗退に追い込んだ 36 年前の西ドイツ対オーストラリア戦、通称「ヒホンの侮辱」の時と同じように、観衆は不満を示すブーイングを送り、指笛を吹いた。W 杯グループステージ最終戦は、この 36 年前の試合をめぐる議論をきっかけに、組ごとに同時刻に開催されるよう変更されていた。

ボルゴグラードでの試合が終わった後、日本の選手、監督、サポーターは、チームの負けが成功したか確認できるまで、約 1 分間待つことになった。結局、セネガルは得点できず、日本はグループステージを突破して決勝トーナメント 1 回戦でベルギーと対戦することになった。

監督が語ったこと

日本の西野朗監督は「非常に厳しい選択」だったと語った。

「我々はそのままの状態をキープし、他力に頼る選

択をした」と西野監督は述べた。「少し後悔はあるが、この状況で自分の中になかったプランを選択した」。

「ブーイングを浴びながら選手たちにプレイさせたことは、自分の信条ではない（中略）グループステージを突破するために選択し、運がついてくれた。救いだったのは、（次の）ステージに上がれたというところだけ」

西野監督は、MF 長谷部を送り出す際、リスクを冒さず、イエローカードももらわないよう指示したという。

「万が一、0-2 になったら？」と西野氏は話した。「選択が正解と出れば、勝負にも勝ったということ」。

#### 4.2 事例 2：ロンドンオリンピック（2012）における女子サッカー日本代表の事例

JCAST ニュース（2012）の記事には、以下のように報道されている。

##### タイトル：「引き分けでいい」なでしこ監督指示 フェアプレー精神に反しているのか

なでしこジャパンの佐々木則夫監督が、五輪女子サッカー決勝トーナメントを有利に進めようと予選 2 位通過の指示を出したことが、議論を巻き起こしている。南アフリカ戦ドローは狙い通りというが、吉と出るのか、凶と出るのか。

「選手には、つらい思いをさせたかもしれない」「試合を見ている人たちには、申し訳なかった」「素晴らしいシュートは止めてくれ」

2012 年 7 月 31 日の南アフリカ戦を終えた後、佐々木則夫監督は、報道陣を前にこう声を絞り出した。

すでに予選通過を決め、この一戦では、澤穂希選手ら主力を休ませて、メンバーを 7 人も入れ替えていた。試合中は、FIFA（国際サッカー連盟）ランク 61 位という格下を相手に、攻撃が噛み合わず、0 対 0 のまま後半戦に突入した。そして、同じ F 組の予選で、カナダが 1 点を入れ、スウェーデンと 2-2 の同点に追いついたときだ。佐々木監督が報道陣に明かしたところによると、この後半戦途中で、選手らにスコアレスドローのまま試合を終えるよう指示を出した。

それからの日本は、明らかにパスを回すことだけに集中していた。佐々木監督によると、後半 13

分に MF 川澄奈穂美選手を投入したときにはすでに、「申し訳ないけど、カットインしての素晴らしいシュートは止めてくれ」と伝えたという。

選手らに異例の指示を出したのは、もし日本が勝って 1 位通過になれば、8 月 3 日の準々決勝戦までに、この日の会場カーディフより遠いグラスゴーまで丸 1 日かけて移動しなければならず、選手らに負担がかかる心配があった。さらに、1 位通過で G 組 2 位との組み合わせになって、五輪前に日本が負けたフランスか強豪アメリカと対戦するのを避けたかったからだとされている。グラスゴーでは、気温が低くなるため、選手らの体調面も考慮したともいう。

日本の 2 位通過が決まったため、準々決勝では、E 組 2 位との組み合わせになり、イギリスに負けたブラジルと日本は対戦することになった。

##### FIFA の規律委員会で問題になる？

佐々木則夫監督の異例とも言える告白に、ネット上では、疑問の声も漏れている。「なんだろう、スッキリしないな」「こんなのが言っちゃうのはどうなん」「なんかこういうセコイ発想だと初戦で負けそうw」…

一方で、佐々木監督を支持する声も多い。「あくまでゲームなんだから、反則行為以外は何でもアリだよ」「引き分け狙いも立派な戦術だ」「それで、負けたらというのは、覚悟してるだろうよ」といった書き込みだ。

サッカー関係者の見方も、割れているようだ。

日経新聞のコラムでは、サッカージャーナリストの大住良之さんが「意図的に勝とうとしないことは、明らかにフェアプレーの精神に反している」と批判的な記事を書いた。佐々木監督のドロー狙いの発言について、競技を運営する FIFA の規律委員会で問題になるのではないかとも指摘している。

一方、スポーツナビのコラムでは、フリーライターの江橋よしのりさんが「南アフリカ戦で見せた『なでしこの知性』は、このように『目的の優先順位』を見誤らなかった」と佐々木監督を評価し、「グループリーグを『金メダルを狙うため』の環境づくりに費やすことに成功した。恥ずべきことではない」と言っている。

佐々木監督の戦略について、日本サッカー協会の広報部では、「現地から情報が入ってきていないので、何とも申し上げられません」と言う。今

回のことでFIFAなどから言ってきたこともないといい、「日本は日本の戦いをしていると思います」としている。JOC(日本オリンピック委員会)の広報担当者も、ペナルティーを課すなどの話は聞いていないと話した。

なお、五輪のバドミントン競技では、国際バドミントン連盟が「無気力試合」があったと非難するケースがあった。決勝トーナメントでの組み合わせが有利になるよう、わざとポイントを落としたといい、処分の可能性も報じられている。

#### 4.3 事例3：ロンドンオリンピック（2012）における女子バドミントンの事例

AFP BB NEWS (2012)では、以下のように報道されている。

##### タイトル：バドミントン「無気力試合」の8選手が失格処分

【8月1日 AFP】（記事更新）世界バドミントン連盟（Badminton World Federation）は1日、ロンドン五輪のバドミントン競技で「無気力試合」があったとして、8人の選手を失格処分にしたことを見らかにした。

関係筋は AFP の取材に対し、「選手を五輪から失格にした」と話しており、韓国ペア2組、中国ペア1組とインドネシアペア1組は、連盟の事情聴取を受けた後に失格処分になったことを明らかにしている。

失格処分になったのは韓国の鄭景銀（Jung Kyung-Eun）/キム・ハナ（Kim Ha-Na）組と河貞恩（Ha Jung-Eun）/キム・ミンジョン（Kim Min-Jung）組、中国の于洋（Yu Yang）/王晓理（Wang Xiaoli）組、インドネシアのメイリアナ・ジャウハリ（Meiliana Juahari）/グレイシア・ポリー（Polii Greysia）組の計8人で、「試合に勝利するために全力を尽くさなかった」として非難されていた。

処分を受けた選手たちは、サービスを意図的にネットに当てたり、シャトルコックを遠くへ飛ばしたりして観客からブーイングを浴びていた。すでに決勝トーナメントに進出を決めていた2組が、1次リーグの順位を操作して弱い対戦相手と当たろうとして、このようなプレーをしたとみられている。

#### 4.4 事例4：男子フットサルチームの事例

日刊スポーツ（2009）および東京新聞（2009）には以下のように報道されている。

##### タイトル：フットサル中学生に敗退指示、OG 6連発

サッカー協会は9日、東京・本郷のJFAハウスで理事会を行い、珍事とも言える敗退行為を指示した新潟の中学生フットサルチームのコーチ（教頭）を1年間のサッカー関連活動停止処分とした。これは1月12日に、新潟県選抜中学生フットサル大会で、Aチームが決勝リーグで強敵との対戦を避けるため、コーチ（教頭）指示の元、大量失点での敗退を計画。実際に6連続オウンゴールで0-7で大敗した。

非常勤講師の監督は試合前に敗退計画を知ったが、上司にあたるコーチに逆らえなかつた点もあり、防ぐことができなかつた。田嶋幸三専務理事は「スポーツマンシップを前提にしているので、こうしたケースでの処罰は想えていなかつた。ただ、当該コーチは十分に社会的制裁を受け、深く反省している」と処分理由を説明した。  
(日刊スポーツ,2009)

##### タイトル：オウンゴール指示の教頭減給

中高一貫の県立中等教育学校の教頭がフットサルチームにわざとオウンゴールで負けるように指示した問題で、新潟県教育委員会は二十二日、「学校や県の教育に対する信用を失墜させた」として教頭を減給十分の一（一ヶ月）の懲戒処分にしたと発表した。

県教委には「責任を取らせるべきではないのか」などの多数の抗議がメールや電話でよせられていたという。

県教委などによると、教頭は一月、県内の大会の予選リーグで、一位で通過すれば決勝トーナメントで相性が悪いチームと対戦する可能性があつたため、二位通過を狙い故意に負けるよう指示。チームは六点連続のオウンゴールなどで〇対七で大敗。決勝トーナメントは初戦で敗れた。

教頭はその後、チームの指導を外れ、日本サッカー協会から一年間の活動停止処分を受けた。  
(東京新聞,2009)

## 5 考察

それぞれの事例を簡単にまとめると、事例 1 は、予選リーグ突破のために、同時進行している同じリーグ内の試合の進行状況を見定めながら、対象試合において対戦相手に負けているにも拘わらず、積極的な攻撃をせず、負けているスコアのままで試合が終わる行為を行った。この負けている状況を維持する行為は、観客からみても明らかな無気力試合の行為であると報道されている。

事例 2 は、決勝トーナメントにおいて有利な対戦環境になるように、予選リーグにおいて引き分けを狙う指示を選手に対して監督が行った。ただし、この引き分け狙いの行為は監督がメディアに対して説明するまで、行為が明らかになっていない可能性がある。

事例 3 は決勝トーナメントで有利な組み合わせとなるように、予選リーグの試合において、観客が見ても分かるように、故意にサービスをネットにしたり、アウトにしたりして自チームが敗北する行為を行った。

事例 4 は、決勝トーナメントでチームにとって苦手とするチームと対戦しないように、予選リーグの試合において明らかに意図的に敗北する行為としてオウンゴールを連続した。

事例 1～4 の内容を確認すると、事例 1、2 については、戦略的敗北および引き分け狙いの無気力試合の行為に対して、制裁は科されていない。一方で事例 3 では、選手に対して当該試合において失格、および大会への一定期間の出場資格停止の処分、事例 4 では、指導者に対して一定期間の指導資格の停止、および減給処分という制裁が科されている。事例によって制裁の有無が異なるように、この違いはどの判断基準からなされるものか疑問を持つところである。以下の項にて判断の違いについて考察する。

### 5.1 各競技団体における規程の違い

各事例の内容から、競技の統括団体および関連団体は、表 2 のようになる。

表 2. 各事例の関係団体

事例 1 (男子サッカー) : 国際サッカー連盟 (FIFA)、日本サッカー協会 (JFA)
事例 2 (女子サッカー) : 国際サッカー連盟 (FIFA)、国際オリンピック委員会 (IOC)、日本サッカー協会 (JFA)
事例 3 (女子バドミントン) : 世界バドミントン連盟 (BWF)、国際オリンピック委員会 (IOC)
失格した国のオリンピック委員会とバドミントン連盟
事例 4 (男子フットサル) : 日本サッカー協会 (JFA)、新潟県教育委員会

産経ニュース (2014) のアジア競技大会 2014 年韓国・仁川大会の女子バスケットボール競技において、カタールチームのビジャブ着用が認められなかったために、カタールチームが試合を放棄した件に対して、国際オリンピック委員会 (IOC) は「試合中の服装を含め、ルールを制定し、施行する責任は当該競技の国際連盟にある」とコメントし、国際連盟となる国際バスケット連盟 (FIBA) に一任している。したがって、オリンピックやアジア競技大会などの国際総合競技大会では、大会主催者よりも各競技の統括団体の規程が優先されることを意味している。

事例 3 の女子バドミントンにおいて、戦略的敗北行為を行った対象選手に対して、失格処分としたのは、世界バドミントン連盟 (BWF) であり、IOC はこの処分に賛同を示している (東京新聞 2012a、中日新聞 2012)。このように、大会における処分は当該競技を統括する競技団体が行うことになっており、事例 1、2 のサッカーの戦略的敗北や無気力試合に対して、統括団体である FIFA が判断することになっている。今回の事例 1,2 に対して FIFA は処分を行っていないため、処分事案に当たらないと判断していると言える。

統括競技団体が異なることで、戦略的敗北に対する処分の判断も異なる。各統括競技団体が独自の規程を定めており、処分が行われた事例については、規程に則り行われたものと思われる。戦略的敗北や無気力試合に対する規程が統括競技団体間で異なるため、今回のように、サッカーやバドミントンの事例では判断が異なったと理解できる。しかしながら、戦略的敗北行為が、規程のどの部分に該当するため、処分が下されたのかが明らかになっていないため、我々としては疑問を感じている。人事院 (2018) では、懲戒処分の指針や標準例を示しており、どのような行為が懲戒処分に該当し、行為の内容に応じた処分内容の標準例を示している。標準例の一部を表 3 に示す。

表3. 懲戒処分の標準例（人事院2018より一部抜粋）

(5) 器物損壊 故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
(6) 横領 ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。 イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

各統括競技団体も、規程の中に入事院の懲戒処分の標準例を示すことで、処分の際、スポーツを見る側にとっても、事の顛末を理解でき、判断に納得できると思われる。また、標準例を示すことは戦略的敗北行為や無気力試合を抑止することにも繋がると考えられる。

戦略的敗北行為に対して処分を行った理由に、事例3：女子バドミントンでは「勝利のためには全力プレーを怠ってはならない」という規定に抵触したと報道されている（東京新聞,2012b）。事例4：男子フットサルでは、JFAからは「スポーツマンシップを前提にしているので、こうしたケースでの処罰は想えていなかった。」と説明しつつも、処分を行っており、新潟県教育委員会からは「学校や県の教育に対する信用を失墜させた」として処分が行われている。この場合、何をもって「全力プレー」「スポーツマンシップ」「信用を失墜させる行為」と言えるのかを明確にしなくてはならないと考える。

そもそもスポーツマンシップには、定義が存在しない。中江（2006）は、スポーツマンシップを特殊ヨーロッパ的であり、決して普遍的な理念ではないと指摘した上で「私たちが目にすることができる、多様な身体がそれぞれの個性にふさわしい身体文化を育成しようとするとき、スポーツマンシップの倫理を単純に援用することは、むしろ警戒しなければなるまい。」と警鐘を鳴らしている。つまり、時代背景によって変化するスポーツマンシップをさらに多種多様な文化的背景を持つ個人や集団に強要してはならないと言える。

スポーツマンシップと並列で用いられる、「フェアプレイ」についても、日本スポーツ協会が「フェアプレイ宣言」を行い、7箇条などを定めているが、どのような行為がフェアプレイ違反であるのかが明

確にされていない。フェアプレイにおいてもその内容は曖昧であると言える。

事実、山崎（2013）は、Integrityを汚す行為に関する規制について「単なる一般的な意味での『よくない行為』、『スポーツマンシップに反する行為』と法律・規則等をもって真に規制されるべき行為とを明確に区別すべきであるというところにある」と述べており、法的に規制する場合は「保護法益」が何であるか考える視点が大事であると指摘している。また山崎（2013）は保護法益が何を考える視点を持つことで「モラルとかスポーツマンシップみたいな抽象的な概念を持ち出して、事後法的に選手などが処罰されるといった行為を防止できると考えるからです。」とも述べている。つまり、何を守るために選手や指導者を罰する規程を作らなくてはならないのかという視点が重要であり、そこに定義の曖昧なスポーツマンシップやフェアプレイといった概念を持ち出すべきではないと言える。今回の事例3,4に科された処分は、主催者側の勝敗決定制度の欠陥に対して、主催者側が負わなければならない責任をスポーツマンシップなどの曖昧な概念を持ち出して選手や指導者に転嫁させたとみることもできる。

以上の点から、統括競技団体の規程が異なるにせよ、仮に戦略的敗北や無気力試合を規則等により罰しようとする場合には、保護法益を明確にし、その上で、スポーツマンシップやフェアプレイ等の曖昧な概念を用いず、具体例も含めた規程の整備が必要であると考える。また、個人によってスポーツマンシップやフェアプレイの考え方は異なるため、個人の範囲内で定義づけし、それを守る行動は大事なことであるが、その個人のスポーツマンシップの考え方を、選手、指導者、チームに要求するべきではないと言える。

## 5.2 国内試合と国際試合の違い

各スポーツには、統一的なレギュレーションやルールがある一方で、国や地域などの事情に合わせた地方ルールや独自のルールが存在する場合がある。ソフトテニスを例に挙げると、日本ソフトテニス連盟は選手の着用するユニホームについて、着用基準を定めているにも拘わらず、日本中学校体育連盟や全国高等学校体育連盟が、規程に書かれている以外の規則（具体的には、上着をタックインする着こなし）を作り、その規則を守らせる運営を行っている。このように、国や地域によって付加される規則や、

反対に除かれる規則があると考えられる。

事例 3 の女子バドミントンでは、該当選手は世界バドミントン連盟 (WBA) より、試合の失格処分を受けたが、その後、韓国選手においては、韓国オリンピック委員会から国際大会および国内大会への一定期間の出場停止処分が行われている。前述の IOC のコメント「試合中の服装を含め、ルールを制定し、施行する責任は当該競技の国際連盟にある」からは、韓国のバドミントン連盟が行うべきと思われるが、韓国独自の組織の運営方法などの事情が影響しているのかもしれない。その意味で、韓国国内の独自の規程があるものと思われる。

事例 4 の男子フットサルの事例については、日本サッカー連盟 (JFA) と新潟県教育委員会の双方から処分を受けている。これは、指導者が県立中等教育学校の職員であることから、県の教育委員会からも処分されており、国内から二重の処分を受けている。違反行為に対して、刑事および民事の両方で処分が行われる場合があるように、関連する団体 2 つ以上から処分されることは通常想定できる。

事例 3 では国際大会と国内大会の出場資格停止の 2 つの処分を韓国オリンピック委員会が行っている (AFP BB NEWS, 2012b)。本来、国際大会における出場資格停止は、世界バドミントン連盟 (WBA) が判断を行うべきと思われる。また、AFP BB NEWS (2012b) の報道には、韓国選手に対して、韓国オリンピック委員会は 1 年間の国際大会への出場停止としているが、同じく失格となったインドネシアの選手には 4 カ月の出場停止処分と記載されている。韓国オリンピック委員会が厳罰をもって対処した事情もあるかもしれないが、平等の原則から、同じ程度の処分にするべきと考えられる。

通常、韓国バドミントン連盟が上部団体である世界バドミントン連盟の意向に沿うように行動するのが基本原則であり、下位団体と上位団体間で齟齬は発生し難い。しかしながら、その関係性の中に各競技を統括するオリンピック委員会が介入することで問題が生じると思われる。前述した、女子バスケットボールのビジャブ着用の問題についても、アジア競技大会の主催者である大会組織委員会自体は、ビジャブ着用を認めていたにも拘わらず、世界バスケットボール連盟がルール上ビジャブ着用を認めていない事実を大会組織委員会が関知していないことが原因となっている。このような事態にならないよう、それぞれの関係団体間の権限の棲み分けを的確

に行うべきである。我々としては、大会主催者となる組織委員会や IOC が、各競技の統括競技団体の定めるレギュレーションやルールを把握し、随所に指摘を行った上で、最終判断は統括競技団体に一任するのが、混乱を生じさせない運営方法であると考えている。

事例 4 の男子フットサルの事例にみられるように、国内に限定される処分については、当該組織の規程に則り行われるべきであり、他国の同様の事案と処分内容が異なっていても処分理由・処分内容が合理的であれば、その国の法律や規則を尊重しなくてはならない。また、国際的な全体の判断と国内に限定される処分の内容が異なっていても、それぞれの判断を尊重すべきである。一方で、国際的な処分を行う場合は、国によって不平等が起こってはならないと考えるのが一般的であると思われる。

以上より、戦略的敗北行為が、国内に限定される事案においては処分の対象となるが、一方で国際的な事案として処分の対象とならないという、2 つの異なった判断がなされることについては十分に理解できる。

### 5.3 戦略的敗北行為の明示性

事例 1,2 と事例 3,4 の違いとして、明らかな敗北行為の有無を挙げることができる。サッカーやフットサルは時間制限があり、引き分けという選択肢もあるため、戦略的敗北もしくは無気力試合と悟られないような試合運びをすることも可能である。一方で、バドミントンは時間制限がなく、引き分けも存在しないため、戦略的敗北もしくは無気力試合の行為は明らかとなりやすい。

事例 3 の女子バドミントンのサービスを連続してミスする行為、事例 4 のフットサルのオウンゴールを連発する行為は、誰の目からみても戦略的敗北行為であり、無気力試合とも判断されてしまう。この明示性の違いが処分の有無の判断を分ける基準となっていると思われる。

事例 1 の男子サッカーの事例は、多くの関係者が戦略的敗北行為と感じている内容であるが、試合でリードしているチームがボール回しをして時間経過を狙う行為との区別が困難であると思われる。試合でリードしているチームの時間稼ぎの行為が許されるように、負けているチームが行ったとしても認められるべきである。また、負けているチームが試合終了直前の最後のチャンスに勝負をかける計画であ

ったかもしれない。事例2も含め、サッカーの事例では、どこまでが戦略的敗北行為もしくは無気力試合であり、どこまでが通常の試合展開なのかを明確に区別することができないため、処分対象にすることはできない。つまり、処分対象行為となる戦略的敗北行為の事実認定ができる限り、処分することができない。この点で、事例1,2に対してFIFAは処分に該当する案件としなかったと考えられる。

スポーツマンシップを考えた場合、様々な人の捉え方があるため、何か正しいスポーツマンシップかを言及できないため、安易に持ち出すべきではないが、スポーツマンシップの観点からは、明らかに敗北行為を行う方が堂々としていて良く、戦略的敗北行為や無気力試合と思わせない試合展開をすることの方が人を騙す行為であり、狡猾で卑怯な行為と見ることもできる。そのため、今回の事例で示した戦略的敗北行為であるオウンゴールを連発することや連続してサービスミスをすることは、スポーツマンシップに則った行為と主張することもできる。このような主張が展開されることで、眞のスポーツマンシップとは何かという議論になるため、スポーツマンシップのような概念を持ち出して事実の判断を行うことは不適切であると言える。

以上より、各統括協議団体は、スポーツマンシップやフェアプレイといった曖昧な概念を用いず、規則や規程に基づいて、事実の認定を行い、違反行為の軽重に応じた適格な処分を行える制度を整備する必要がある。

## 6 本研究のまとめ

本研究は、戦略的敗北や無気力試合とされる事例をあげ、制裁が科された事例と制裁が科されなかつた事例を比較し、スポーツマンシップとスポーツ法学の観点から検討を行った。本研究の結論および提言を以下に示す。

- 戦略的敗北および無気力試合を認定し制裁を科す場合は、スポーツマンシップやフェアプレイという曖昧な概念を用いず、規程や規則に則り、事実認定を行い、違反行為の軽重に応じた適格な処分を行える制度を確立する必要がある。
- 戦略的敗北および無気力試合と事実認定できない行為を処分することはできない。
- 戦略的敗北および無気力試合に対して、国内に限定される処分は、その国の規程・規則に従って行われるべきであり、他の国や国際的な判断と扱いが異

なっていたとしても、国際法は、その国の憲法には劣ると一般的に解されている点から、各国内の判断を尊重すべきである。

●本研究で挙げた4事例の内、2事例は戦略的敗北および無気力試合の事実認定が困難であるため処分は行われず、処分が行われた2事例は、戦略的敗北行為が明らかであるため事実認定され処分が行われたと考えられる。

●個人の持つスポーツマンシップやフェアプレイの考え方を、選手、指導者、チームに要求してはならない。

## 7 今後の課題

本研究の制裁が科された事例4：フットサルにおいて、報道記事から処分理由を示したが、具体的に何の行為が規程のどの部分に違反しているのかが明確になっていない。処分の根拠を明確にすることは、同じような行為を抑止できると考えられる。今後は、処分を行った関連組織に直接取材を行い、処分に当たる事実と処分の根拠を明らかにする必要がある。

## 付 記

本研究は、早稲田大学所属学生の船水颶人氏と一部共同で資料収集を行い、研究活動に協力いただいた。ここに深謝の意を表する。

## 引用文献

- BBC (2018) 「【サッカーW杯】日本の決勝T進出、『あぜんとする茶番』とBBCで酷評相次ぐ」 2018年6月29日.  
URL: <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-44652265> (閲覧日: 2018年11月30日).
- FIFA (2018) 「REGULATIONS 2018 FIFA World Cup Russia™」 FIFA p26. URL: <https://resources.fifa.com/image/upload/2018-fifa-world-cup-russiatm-regulations-2843519.pdf?cloudid=ejmfg94ac7hyp19zmsys> (閲覧日: 2018年11月30日).
- SPREAD (2018) 「日本ベスト16入りも海外メディアは辛辣...比較される「ヒホンの恥」とは?」 2018年6月30日.  
URL: <https://spread-sports.jp/archives/6102> (閲覧日: 2018年11月30日).
- JCAST ニュース (2012). 「『引き分けでいい』なでしこ監督指示 フェアプレー精神に反しているのか」 2012年8月1日 19:57. URL: <https://www.j-cast.com/2012/08/01141561.html?p=all> (閲覧日: 2018年11月30日).
- AFP BB NEWS (2012a). 「バドミントン『無気力試合』の8

選手が失格処分」2012年8月1日22:36. URL: <http://www.afpbb.com/articles/-/2892819?pid=9318524> (閲覧日: 2018年11月30日).

日刊スポーツ (2009) .「フットサル中学生に敗退指示、OG 6連発」2009年4月9日19時42分. URL:<https://www.nikkansports.com/soccer/news/f-sc-tp0-20090409-480914.html> (閲覧日: 2018年11月30日).

東京新聞 (2009) .「オウンゴール指示の教頭減給」2009年4月23日東京新聞 朝刊 朝刊2社 24頁.

産経ニュース (2014) 「『ヒジャブ』禁止で棄権カタール女子の傷心...韓国組織委の“朝令暮改”とバスケット連盟の低意識」2014年10月7日 11:00. URL: <https://www.sankei.com/premium/news/141007/prm1410070004-n2.html> (閲覧日: 2018年11月30日).

東京新聞 (2012a) 「五輪の無気力試合」2012年08月06日 東京新聞 朝刊特報 2面 27頁.

中日新聞 (2012) 「バド8強4ペア失格 女子1次Lで無気力試合」2012年08月02日 中日新聞 朝刊1面 1頁.

東京新聞 (2012b) 「五輪にみる駆け引きどこまでOK?」2012年08月03日 東京新聞 朝刊特報 1面 24頁

東京新聞 (2012c) 「バドミントン」2012年09月07日 東京新聞 朝刊運動 2面 19頁

人事院 (2018) 「懲戒処分の指針について」人事院 HP. [http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12\\_choukai/1202000\\_H12shokushoku68.htm](http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.htm) (2018年11月30日閲覧)

中村桂子 (2006) 「スポーツマンシップの起源・社会史の一考察」スポーツ社会学研究 14,p47-59. URL: [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssss1993/14/0/14\\_0\\_47/\\_pdf/c\\_har/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssss1993/14/0/14_0_47/_pdf/c_har/ja)

山崎卓也 (2013) 「Integrity 問題の法的な論点整理と国際的傾向—Sports Betting に関する八百長問題、無気力試合・故意的敗退行為、その他—」日本スポーツ法学会年報,20,p42-52.

AFP BB NEWS (2012b). 「大韓体育会、「無気力試合」4選手の国内出場停止処分を解除」2012年9月7日 15:33. URL: <http://www.afpbb.com/articles/-/2899567> (閲覧日: 2018年11月30日).

## 参考文献

日本スポーツ法学会監修 (2017) 「標準テキスト スポーツ法 学第2版」.株式会社エイデル研究所.  
菅原哲朗・森川貞夫・浦川道太郎・望月浩一郎 監修(2017)「スポーツの法律相談」青林書院

(原稿受理年月日 2018年12月5日)